

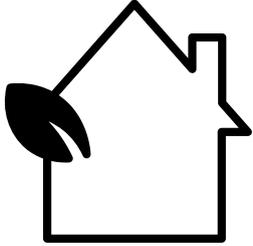
ニセコ町脱炭素・再エネ推進事業補助金要件1/2

■ 共通事項

- (1) 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。
また、中古設備は、対象外とする。
- (2) 各種法令等を遵守した設備であること。
- (3) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）実施要領の交付要件を満たすこと。
- (4) エネルギー使用量データなど、ニセコ町に対する情報提供に協力すること。

対象設備・補助額	補助要件
<p>太陽光発電 (自家消費型)</p>  <p>14万円/kW (一般住宅) 10万円/kW (事業者) ソーラーカーポート 対象経費の1/3</p>	<ol style="list-style-type: none">(1) FIT又はFIP制度を利用しないこと(2) 本事業により導入する太陽光発電設備で発電する電力量の30%以上（一般住宅）または50%以上（事業者）を設置された建物で消費すること(3) PPA又はリース契約での導入としないこと(4) 蓄電池およびエネルギーマネジメントシステムを可能な限り導入すること(5) 電気事業法等の関係法令を遵守し構築、運用すること
<p>蓄電池</p>  <p>対象経費の1/3 (上限) 4.7万円/kWh(家庭用) 5.3万円/kWh(業務用)</p>	<ol style="list-style-type: none">(1) 本事業で導入する太陽光発電設備の付帯設備であること (家庭用：20kWh未満、業務用：20kWh以上)(2) 原則として太陽光発電設備によって発電した電気を蓄電する物であること(3) 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと(4) PPA又はリース契約での導入としないこと(5) 性能表示基準、蓄電池部安全基準、蓄電システム部安全基準、震災対策基準、保証期間は地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の実施要領に基づくこと
<p>EMS (エネルギーマネジメントシステム)</p>  <p>対象経費の2/3 (一般住宅・事業者)</p>	<ol style="list-style-type: none">(1) 本事業で導入する太陽光発電設備の付帯設備であること(2) 平時に省エネ効果（運用改善によるものを含む）が得られるとともに、熱源・ポンプ・照明等の計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できる機器であること。又はシステム内の発電量その他データに基づく需給調整の制御に必要な不可欠な機器であること

ニセコ町脱炭素・再エネ推進事業補助金要件2/2

対象設備・補助額	補助要件
<p>高効率空調機器 (エアコン)</p>  <p>対象経費の1/2 (一般住宅・事業者)</p>	<p>(1) 従来の暖房設備に対して30%以上CO2削減効果が得られるエアコン機器であること。新築に設置する場合は、ニセコ町で一般的なFF式灯油ファンヒータを従来の暖房設備とみなすこと。</p> <p>(2) 一般住宅に設置する場合は、戸あたり最大3台以下にすること。</p> <p>※事業者向けの募集は2025年6月9日(月)まで</p>
<p>高効率給湯機器 (エコキュート等)</p>  <p>対象経費の1/2 (一般住宅)</p>	<p>(1) 従来の給湯設備に対して30%以上CO2削減効果が得られるエコキュート等の機器であること。新築に設置する場合は、ニセコ町で一般的な灯油ボイラを従来の給湯設備とみなすこと。</p> <p>(2) 一般住宅に設置する設備とし、戸あたり最大1台までにすること。</p>
<p>新築戸建住宅 (Nearly ZEH+認定かつ ニセコスタンダード基準)</p>  <p>150万円/戸 (一般住宅)</p>	<p>(1) ニセコスタンダード基準 (UA値$0.28\text{W}/\text{m}^2 \cdot \text{K}$以下) を満たす新築の戸建て住宅であること</p> <p>(2) 建築物省エネルギー性能表示制度 (BELS) において、Nearly ZEH+の認定を受けていること</p> <p>(3) 事業実施主体は、新築戸建住宅の建築主、又は新築戸建建売住宅の購入予定者となる個人若しくは販売者となる法人とする</p> <p>(4) 交付対象は、事業実施主体 (新築戸建建売住宅の販売者となる法人の場合を除く) が常時居住する一般住宅であること (住宅の一部に店舗や事務所等の非住居部分がある場合は、建物全体が住宅用のニセコスタンダード基準、および非住宅用のニセコスタンダード基準である$\text{BEI} \leq 0.8$の両者を満たすこと)</p> <p>(5) 本補助制度の太陽光発電補助との併用可</p> <p>(6) 本補助制度の高効率空調・給湯補助との併用不可</p>